

令和2年度松原市社会福祉法人等指導監査実施計画

1 目的

この実施計画は、松原市社会福祉法人等に対する指導監査の実施に関する要綱及び大阪府並びに府内市町村の社会福祉法人等指導監査共通実施方針に基づき、松原市が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）並びに児童福祉施設及び老人福祉施設等（以下「施設」という。）を運営する者（以下これらを「法人等」という。）に対して実施する指導監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人監査

法人監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

実施にあたっては、社会福祉法人指導監査要綱及び指導監査ガイドライン（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）に基づき実施する。

3 施設監査

施設監査は、施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図るものとする。

（1）施設における重点項目の設定

①老人福祉施設

- ア 高齢者虐待防止の取り組みや身体拘束に関する事項
- イ 防犯、安全確保対策に関する事項
- ウ 非常災害対策に関する事項
- エ 事故発生防止に関する事項

②保育所・幼保連携型認定こども園

- ア 園児への安全対策に関する事項

③全施設共通（食事提供について）

- ア 調理従業者の検便の実施に関する事項
- イ 給食材料の発注量及び在庫管理状況に関する事項

（2）施設における主な確認事項

別紙1に定めるとおり

4 大阪府との連携による指導監査の実施

大阪府と共管する法人・施設については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、大阪府及び本市の同時指導監査（併行監査）の

実施に努める。

5 関係部署との連携による指導監査の実施

指導監査の実施に当たっては、各事業担当部署との連携を密にし、必要に応じて、当該事業担当部署職員等の参画による指導監査を実施する。

6 介護保険事業及び障害福祉サービス事業の指導と連携した指導監査等の実施

介護保険事業（地域密着型サービス及び総合事業を含む）及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた社会福祉法人の法人及び施設の指導監査においては、当該法人及び施設の運営状況に配慮した上で、実地指導を実施することができる。

7 会計の専門家を同行させた指導監査の実施について

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することができる。

8 特別監査の実施

通常の前記指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない及び運営等に重大な問題を有する法人等については、本実施計画の定めにかかわらず、特別監査を実施する。

9 改善状況の確認について

- (1) 指導監査の結果、違反が認められる事項については、原則として改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する。
- (2) 改善措置の具体的な内容について、期限を付して報告をさせ、必要と認める場合には、改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。
- (3) 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導する。
- (4) 法令又は通知等の違反が認められない場合で、施設運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

10 「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の作成及び提出について

法人等が自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上を図る上で実施する自己点検・自己評価に資するため、「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の作成を指導し、指導監査時に提出を求めることができる。

施設における主な確認事項

(1) 施設運営の適正化の推進

- ①施設の運営管理体制の確立
 - ア 適切な事業計画の策定
 - イ 人事管理の適正化
 - ウ 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
 - エ 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
 - オ 感染症及び食中毒対策の確立
- ②会計経理の適用
 - ア 社会福祉法人新会計基準・経理規程に基づく会計経理及び契約
 - イ 内部牽制体制の確立
 - ウ 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
 - エ 利用者負担金及び寄附金等の取扱い
 - オ 運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理
- ③安全確保対策の充実強化
 - ア 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
 - イ 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
 - ウ 社会福祉施設等における防犯に係る安全性の確保
- ④不祥事防止対策の確立
 - ア 施設等の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入

(2) 適切な利用者支援の確保

- ①利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
- ②利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
- ③身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み
- ④利用者支援の充実
 - ア 個別支援方針の策定
 - イ ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - ウ 食事提供の充実及び衛生管理の徹底
 - エ 入浴、排泄等支援の充実
 - オ 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策
 - カ 健康管理対策、保健・医療の確保
 - キ 相談体制、家族との連携
 - ク 関係機関との連携
 - ケ 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況
- ⑤自立、自活等への支援
- ⑥事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

(3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

①職員の確保及び定着化

②労働時間の短縮等労働条件の改善

ア 労働時間と休憩等の取扱い

イ 職員健康診断の適正な実施

ウ 退職手当共済制度への加入の推進

③業務体制の確立と業務省力化の推進

④職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

⑤福利厚生等の士気高揚策の充実